

ペットフードの安全確保について(中間とりまとめ(案)) 概要 ～ペットフードの安全確保上の課題と対応のあり方～

1 基本的な考え方

- ・ 動物愛護の観点からペットフードの安全確保は緊急に取り組むべき課題
- ・ 製造、輸入、販売等の各段階で必要かつ適切な措置が取られるべき

2 自主的な取組及び行政との関係

- ・ 安全を確保する上で、事業者及び民間団体の行う自主的な取組が重要
- ・ 行政として必要な情報の収集及び提供等により自主的な取組を推進すべき
- ・ 自主的な取組には強制力がなく、全ての事業者の取組を担保できないこと、予期せぬ事故等に対し緊急に実効性のある対策が打てない可能性があることから、法規制の導入が必要

3 法規制の対象

- ・ 当面は、犬用及び猫用を対象とすべき
- ・ 製品の製造、輸入及び販売を業として行う者への規制が必要

4 規制内容及び方法

- ・ これまでに生じた問題のリスクを評価した上で、①有害な製品が市場に出回ることの防止、②有害な製品が出回ってしまった場合の対応を確実なものとするべき
- ・ 食品衛生法や飼料安全法の規制を参考に、ペットフードの製品特性、流通実態等を踏まえ、国民から広く理解の得られるものとするべき
- ・ 安全確保の観点から重要な情報が表示されるようにすべき
- ・ 輸入品について事故が生じた場合の対応等のため、安全確保に責任を有する者の明確化が必要

5 その他

- ・ 規制の適用までに然るべき期間を設けるとともに、事業者への規制内容の周知、徹底を行うべき
- ・ 規制を適切に実行していく上で、関係機関の体制整備が必要
- ・ 行政、事業者、獣医師等は、ペットの給餌に関する情報の収集・提供等により、飼育者がペットフードについて正しく理解し適正に飼育することを促進すべき